



規制改革会議 御中

資料 2

「上限金利に関する考察」

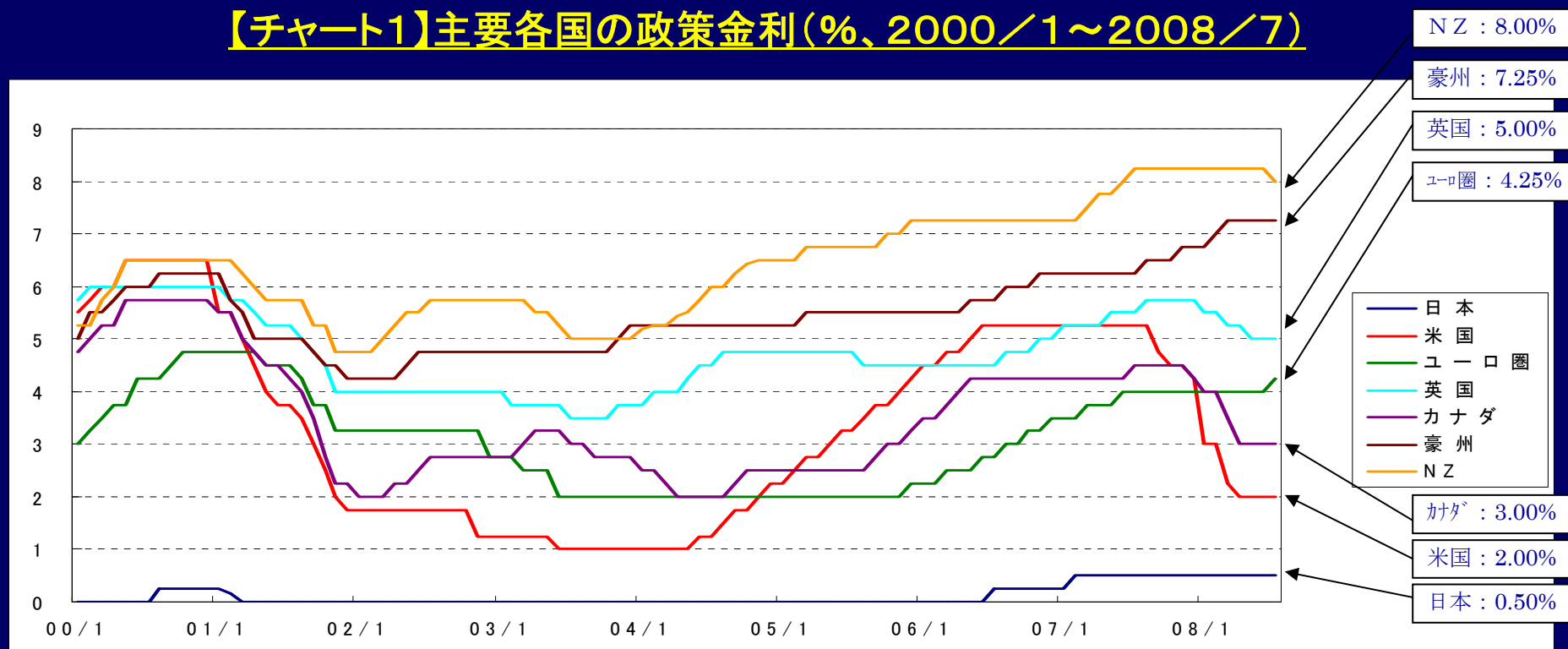
2008.8.6

CREDIT SAISON CO., LTD.

H. RINNO

(1) 主要国およびEUの政策金利は、米国サブプライム問題の余波で一部の国で低下しているものの、直近で引き締めを実施したEUに象徴されるように、中央銀行としてはインフレ抑制を目的とした引き締めの機会を伺っている状況にある。(現に英国、ニュージーランド、オーストラリアは5%を上回っている)。少なくとも現在の日本における超低金利を前提とせず、公定歩合5%を長期にわたる本案件の議論の前提とすべきと思われる。(チャート1参照)

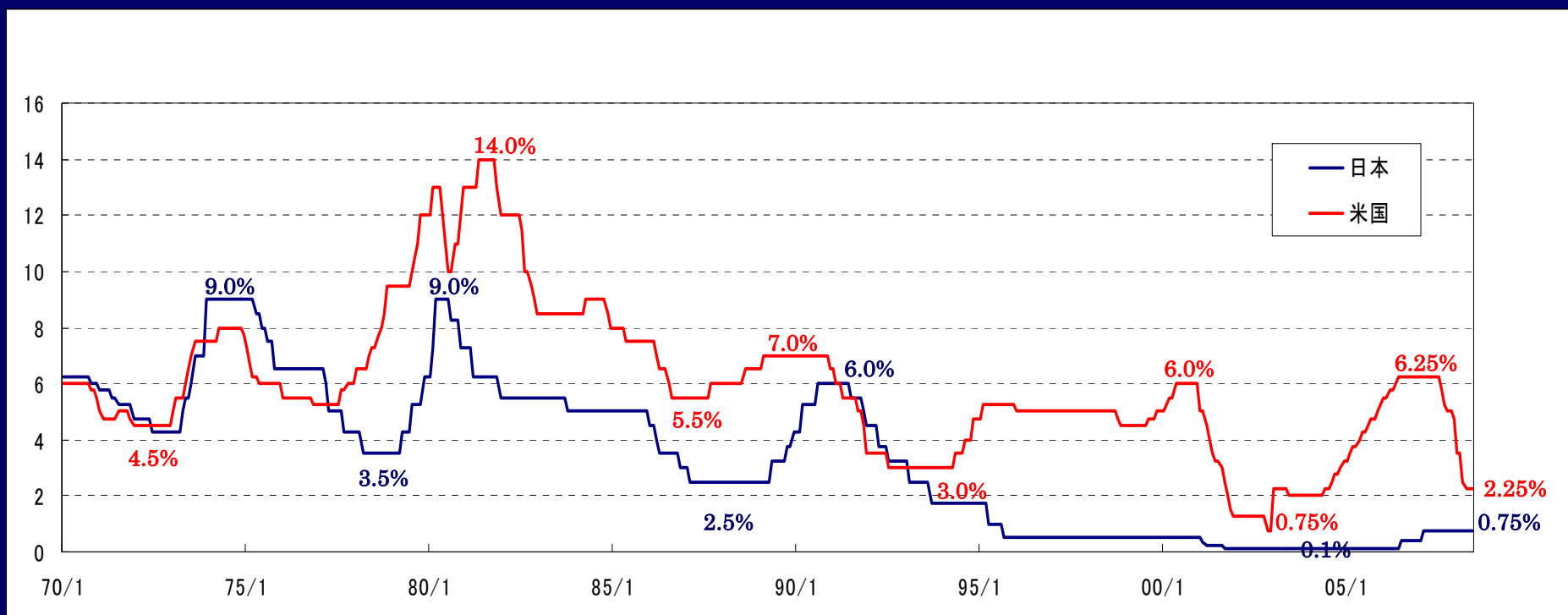
【チャート1】主要各国の政策金利(%、2000/1~2008/7)



日本：無担保コール翌日物レート、米国：フェデラルファンドレート、ユーロ圏：オペ最低入札金利、英国：レポレート、豪州：オフィシャルキャッシュレート、NZ：オフィシャルキャッシュレート

(2) 先般の貸金業法改定において、いわゆるグレーゾーン金利は廃止され、貸金業の上限金利は統一固定化されることとなったが、日米の公定歩合もしくはプライマリークレジット金利の推移を長期的に遡ってみると、日本では9.0%(1973年12月～1975年4月、1980年3月～1980年8月)、米国では14.0%時代(1981年5月～1981年10月)があり、固定金利化には無理があるので変動金利制にすべきである。(チャート2参照)

【チャート2】日米の公定歩合(%、1970/1～2008/7)



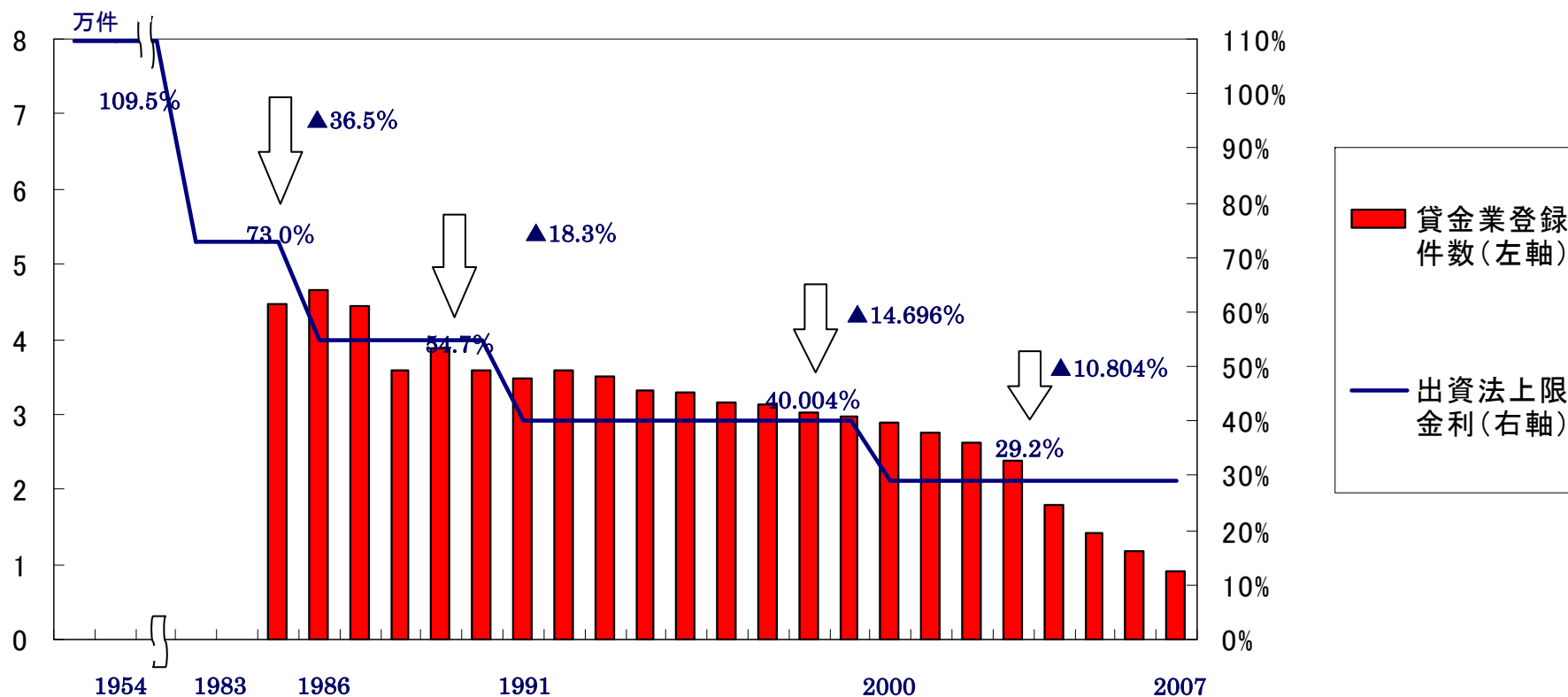
【公定歩合の最高数値】

日本：①1973年12月～1975年4月、②1980年3月～1980年8月

米国：1981年5月～1981年11月 ※米国は2003年6月よりプライマリークレジット金利

(3) 仮に固定金利化を志向するとしても、出資法の上限金利は、制定から50年の間に109.5%から29.2%へ5段階の引下げが行われ、その引下げ幅は、概ね35%、20%、15%、10%であることを踏まえると、今回の下げ幅は5%程度が妥当であろう。それ以下への低減を行う場合には、変動金利制を導入すべきと考える。(チャート3参照)

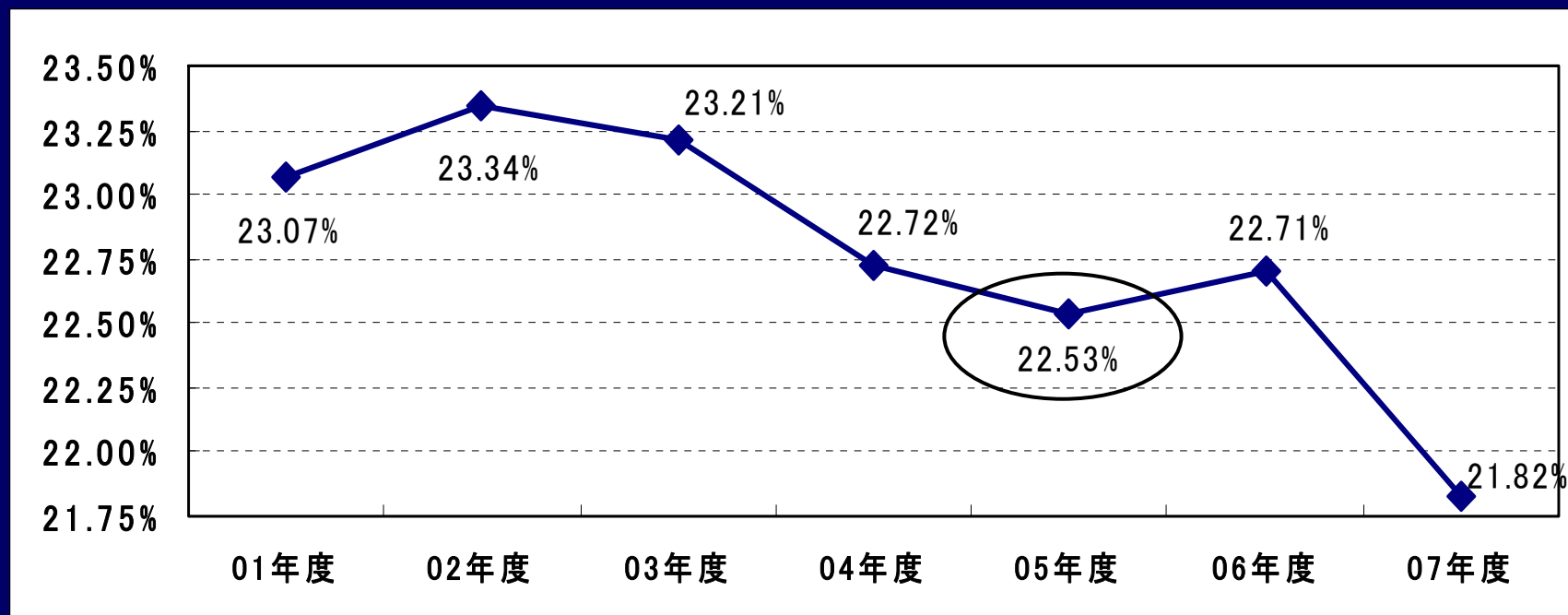
【チャート3】貸金業登録件数と出資法上限金利の推移



1984年以前の貸金業登録件数は入手できず

(4)何故ならば、これまでの29.2%の上限金利の前提で消費者金融主要5社(07年度:4社)の平均貸付金利は、法改定前の2005年度で既に22.53%であり、上限金利に張り付いていた訳ではない。つまり市場での競争原理が働き、借入コストの低下もあるが様々なニーズに各企業が対応していることがわかる。(チャート4参照)

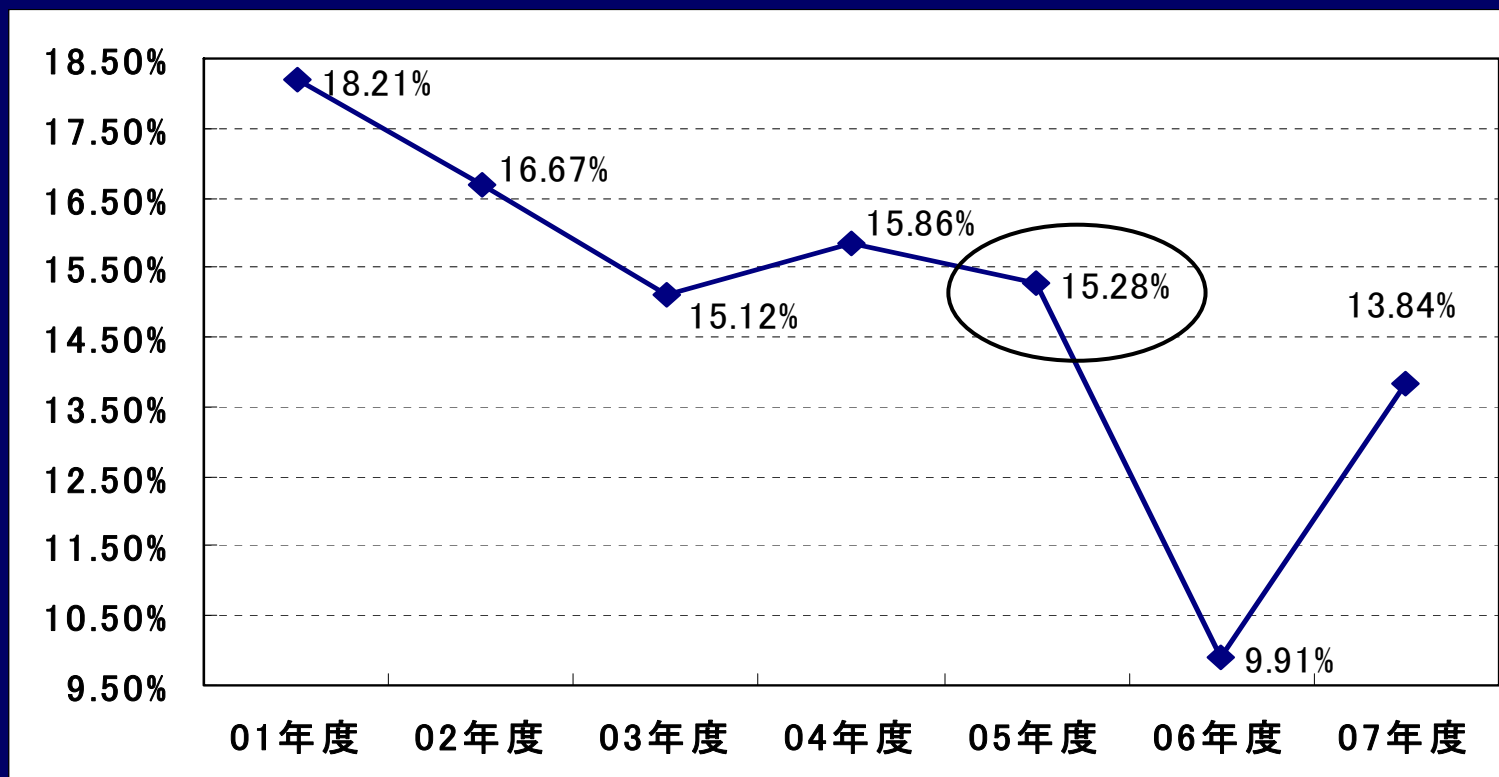
【チャート4】期末貸付残高における営業収益の割合(≒平均貸付金利)の過去5年推移



出自：消費者信用(2002年~2008年より)

(5) 同時期における主要5社(07年度:4社)の期末貸付残高に占める貸倒関連費用は7.26%であり、結果として7%は利用者に還元していると考えられる。即ち、その分を差し引いた、 $22.53 - 7.26 = 15.27$ が実質的な貸出金利とみることができる。(チャート5参照)

【チャート5】期末貸付残高における“営業収益－貸倒関連費用”の過去5年推移



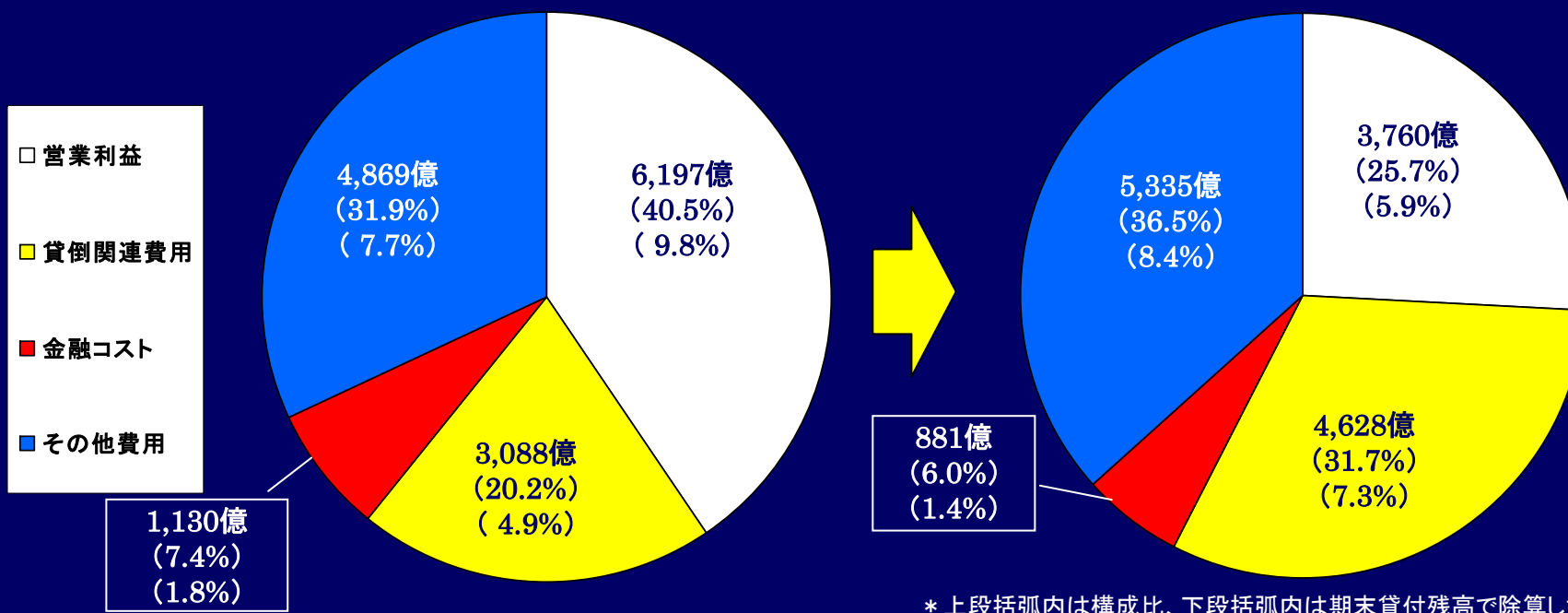
出自：消費者信用（2002年～2008年より）

(6)また、営業収益に占める営業利益／各費用構造をみると2001年度と2005年度の比較で営業利益は金利費用が1.4ポイント低下しているにもかかわらず、40.5%から25.7%に低下、貸倒関連費用が20.2%から31.7%に上昇し、経費を圧迫している。一般管理費も同様に31.9%から36.5%に上昇している。(チャート6参照)

【チャート6】消費者金融大手5社における営業収益にしめる営業利益／費用の割合

【2001年度:15,285億円】

【2005年度:14,604億円】



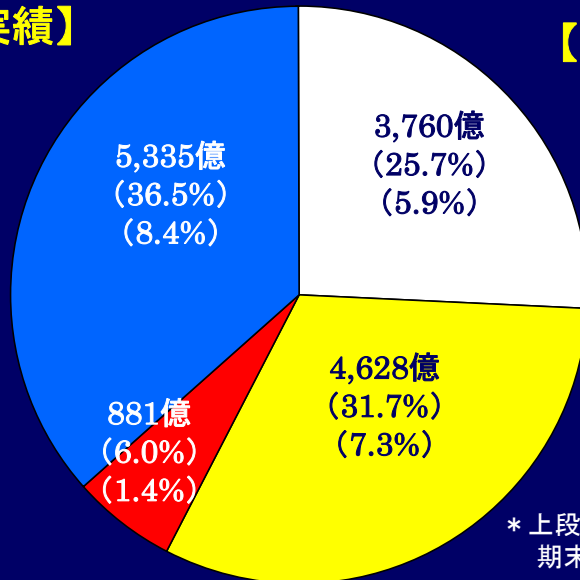
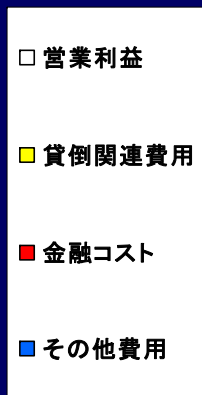
(7)2005年度の構造をみると期末貸付残高に対して営業利益は5.9%迄低下しており、上限金利が18.0%に固定された場合、営業利益ベースで1.4%程度(▲4.5%)の水準になる。

(8) 更に、2005年度の実績ベースで公定歩合が5.00%と仮定すれば、短期プライムレートは6.625%程度(05年の短期プライムレートは1.375%であるため、差額分の5.25%上昇すると仮定)となり、営業収益に占める金利費用は6.0%から20.6%に上昇し、営業利益は11.2%迄低下する。この時点で、貸出残高比の営業利益率は、2.6%—4.5%(上限金利の影響)となり▲1.9%と赤字転落する。(チャート7参照)

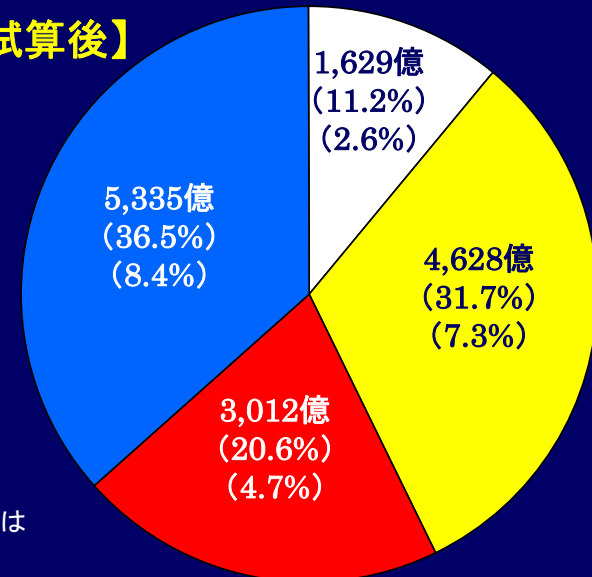
【チャート7】公定歩合5.00%と仮定した場合の消費者金融大手5社の営業収益にしめる営業利益／費用の割合

- ・公定歩合が5.00%であった1991年11月下旬の短期プライムレートは6.625%
- ・2005年の短期プライムレートは1.375%であり、その差分5.25%が上昇するものとする。
(ご参考)2005年度の金利状況
- ・公定歩合:0.10%(05年4月~06年03月) ・短期プライムレート:1.375%(05年4月~06年03月)

【2005年度実績】



【公定歩合:5.00% 試算後】



* 上段括弧内は構成比、下段括弧内は期末貸付残高で除算した比率

(9) 消費者金融会社の供与する消費者ローン総額は2000年以降10兆円前後で推移している。その伸び率はほとんど停滞状態であり1990年代は概ね約10%の伸び率で推移したが、特に出資法上の貸出金利の大幅低下の影響はみられない。(チャート8参照)

【チャート8】消費者ローン(消費者金融会社)供与額(推計)

◆ 消費者ローン(消費者金融会社)信用供与額(推計) (単位:億円)

| 年 | 1990年 | 1991年 | 1992年 | 1993年 | 1994年 | 1995年 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 金額 | 29,432 | 33,435 | 36,630 | 39,970 | 44,982 | 52,082 |
| 伸率 | — | 13.6% | 9.6% | 9.1% | 12.5% | 15.8% |

| 年 | 1996年 | 1997年 | 1998年 | 1999年 | 2000年 | 2001年 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 金額 | 59,634 | 65,179 | 71,371 | 78,586 | 88,489 | 96,918 |
| 伸率 | 14.5% | 9.3% | 9.5% | 10.1% | 12.6% | 9.5% |

| 年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | |
|----|---------|---------|---------|--------|--------|--|
| 金額 | 102,357 | 101,755 | 101,571 | 98,862 | 92,107 | |
| 伸率 | 5.6% | -0.6% | -0.2% | -2.7% | -6.8% | |

※日本クレジット産業協会「日本の消費者信用統計」

(10)確かに1991年(54.7%→40.004%)は前年比13.6%増、2000年(40.004%→29.2%)前年比12.6%増と10%を若干上回ったが、1996年の14.5%は説明しにくい。ただ金利低下がマーケットの拡大をもたらした可能性は高い。(チャート9参照)

【チャート9】消費者ローン利用者数(当社推計)

◆消費者ローン利用者数(推計)

(単位:万件)

| 年 | 1990年 | 1991年 | 1992年 | 1993年 | 1994年 | 1995年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 957 | 1,033 | 1,075 | 1,115 | 1,192 | 1,311 |
| 伸率 | — | 7.9% | 4.1% | 3.7% | 6.9% | 10.0% |

| 年 | 1996年 | 1997年 | 1998年 | 1999年 | 2000年 | 2001年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 1,426 | 1,492 | 1,541 | 1,580 | 1,696 | 1,759 |
| 伸率 | 8.8% | 4.6% | 3.3% | 2.5% | 7.3% | 3.7% |

| 年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 件数 | 1,800 | 1,750 | 1,700 | 1,617 | 1,510 | |
| 伸率 | 2.3% | -2.8% | -2.9% | -4.9% | -6.6% | |

※日本クレジット産業協会「日本の消費者信用統計」の信用供与残高および「消費者信用」消費者金融大手の貸付残高、口座数からの推計

(11) 自己破産件数は、1990年代急速に増加し1990年の11,273件が2000年には160,419件そして2003年のピークには24万件を超え、その後、減少を続けている。今後、米国サブプライム問題の短期的な影響はあるものの、中期的には景気回復により低下トレンドは続くものと思われる。
(チャート10参照)

【チャート10】自己破産者数の推移

◆ 自己破産件数

(単位: 件)

| 年 | 1990年 | 1991年 | 1992年 | 1993年 | 1994年 | 1995年 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数 | 11,273 | 23,288 | 43,144 | 43,545 | 40,385 | 43,144 |
| 伸率 | 22.7% | 106.6% | 85.3% | 0.9% | -7.3% | 6.8% |

| 年 | 1996年 | 1997年 | 1998年 | 1999年 | 2000年 | 2001年 |
|----|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 件数 | 56,494 | 71,299 | 103,803 | 122,741 | 139,281 | 160,419 |
| 伸率 | 30.9% | 26.2% | 45.6% | 18.2% | 13.5% | 15.2% |

| 年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 件数 | 214,633 | 242,377 | 211,402 | 184,294 | 165,917 | 148,276 |
| 伸率 | 33.8% | 12.9% | -12.8% | -12.8% | -10.0% | -10.6% |

※最高裁集計ベース

(12)これは、法的な問題であると同時に、バブル経済の崩壊による企業の倒産、解雇、リストラという名目による早期退職、成果主義能力主義導入による賃金の停滞に加えて住宅ローン(取得資産の目減りと返済ローン額の上昇による支払い不能)によるところが大きいと考える。

(13)また弁護士、司法書士はこの問題を逆手にとって、自己破産、過払利息をビジネス化している側面も無視できない。

(14)大手消費者金融主要会社からの推定であるが、消費者ローンの利用者は、1980年代からの10年間で900万人台から1800万人に倍増した。06年には1500万人と減少状態にあるが、件数の大きさが問題である。
(統計に表れないものを加えると2000万件に及ぶという説もある。)

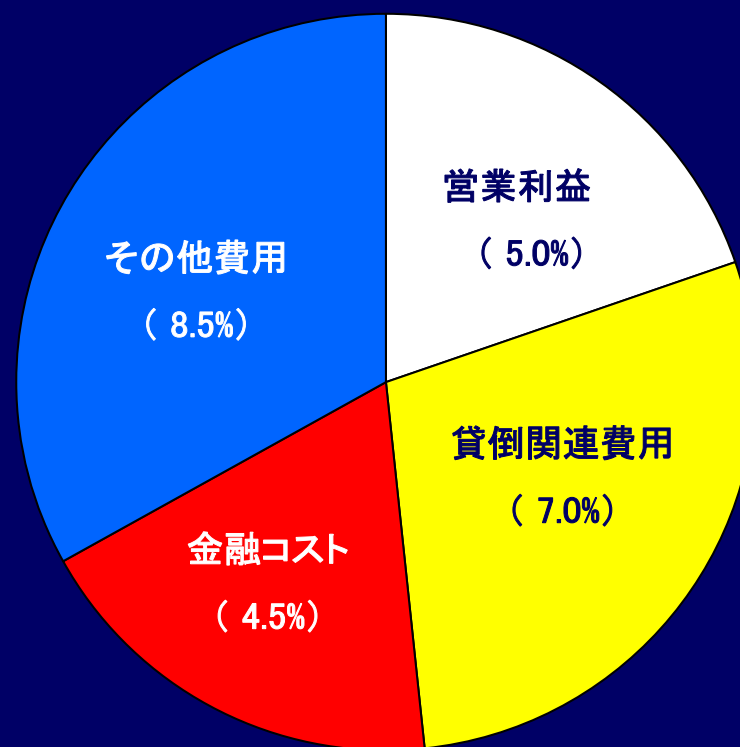
(15)消費者金融は独自のノウハウを構築することによってコストをかけて与信しており、その結果29.2%の上限金利のなかで既に貸出金利の実情は平均22.53%となっている。これは出資法による上限金利制限内で、競争原理が働いていること、限度枠・情報のコントロール、によって金利を変動させている結果である。しかし、それはゼロ金利を前提としており金利が上昇した場合は“公定歩合+ α ”の変動制とすべきである。

(16)前提として公定歩合5.0%、利益率5.0%のビジネスモデルと仮定した場合、24.94%の金利設定が必要であり、変動制をとるべきことは目にみえている。固定金利として設定するのならば25.0%前後が妥当であろう。(チャート11参照)

【チャート11】公定歩合:5.0%、期末貸付残高費営業利益率:5.0%の消費者金融の期末貸付残高に対する営業収益／費用の割合(試算)

<必要な利率は25.0%>

- ・営業利益:5.0%・・・営業利益率5%は仮定
- ・貸倒関連費用:7.0%
2006年3月決算期の消費者金融大手5社の実績相応
- ・金融コスト:4.5%
公定歩合が5.0%になったことを想定した場合の、
期末貸付残高に対する金融コスト相応(試算)
※チャート7参照
- ・その他費用:8.5%
2006年3月決算期の消費者金融大手5社の
実績相応




(17) 消費者金融業界の長期のビジネスノウハウとビジネスモデルを本マーケットへ取組みを怠慢により放棄してきた銀行に移管したとしても、銀行自体もこのビジネスをこのコストで実現するのは容易ではないと考えられる。

(18) 消費者金融業界、信販業界、カードビジネス業界そして日専連、日商連も、カードキャッシングの収益に依存しつつ、本来のT&Eビジネスの加盟店チャージダウンを実施してきたため、大手ですらごく一部を除いてビジネスとして成立せず、今や、多くの企業が破綻もしくは経営の独立性を失うに至った。

(19) 貸金業登録業者の推移を見ても、出資法上限金利が54.7%の時代は約46千業者もあったものが、その後40.004%、29.2%と低下する過程で今回の改定前で約14千業者、さらに今回の改訂を受けて既に約9千業者まで激減しており、ビジネスとしては成立しないことは明確である。今後、2千業者程度まで減少する可能性もあり、却って闇金融の跋扈が心配される。

(20) また、グレーゾーン金利は法的に認められていたものであり、これらを全否定することには無理がある一方、大幅なコスト上昇となる様々な書類交付等の規制強化は、簡便性によって顧客を獲得してきたビジネスを否定し無駄なコストの上塗りになるだけであり、規制によって問題を解決できないことは言うまでもない。



(21)前記のとおり2年6ヶ月後の見直しは、供給ストップによる闇金融跋扈の結果としてのより悲惨な状態の現出、もしくは金利上昇による与信縮小の二面から、再検討する機会と捉えるべきと考えられる。

(22)何れにせよ、社会問題化したとはいえ資本主義を否定するような、上限金利の固定化、総量規制、過払利息の返還等、理不尽な法的決定は排除すべきである。

(23)資本主義を最も資本主義たらしめるものは利潤追求でも市場機構でも私有制度でもなく、信用機構であることは論を俟たない。金融システムが硬直的に管理されることは致命的阻害要因である。